

## 鳥取県多面的機能支払交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県多面的機能支払交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本交付金は、県内の農地、農業用施設や農村環境について、地域ぐるみでの共同活動による良好な保全と質的向上を図ることで維持発揮される多面的機能や地域振興、担い手農家への農地集積に資することを目的として交付する。

### (交付金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金実施要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「交付金実施要領」という。）、多面的機能支払交付金交付要綱（平成26年4月1日付け25農振第2253号農林水産事務次官依命通知。以下「機能支払交付金交付要綱」という。）、日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金実施要綱」という。）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号、平成28年4月1日付け27農振第2219号農林水産省生産局長通知、農林水産省農村振興局長通知。以下「推進交付金実施要領」という。）、日本型直接支払推進交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2222号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金交付要綱」という。）に基づいて行う別表1の第1欄に掲げる事業（以下「機能支払対象事業」という。）を行う市町村及び交付金実施要綱別紙4に定める推進組織（以下「推進組織」という。）に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

2 本交付金の額は、次に掲げるとおりとし、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額しなければならない。

（1）別表1の第1欄の1にあっては、別表2の第2欄に定める地目別の交付単価に当該対象農用地面積を乗じて得た額に、別表1の第4欄の1に定める交付率を乗じて得た額の合計額以下とする。

なお、上記合計額について小規模集落が保全管理する区域内の農用地を既存活動組織が新たに対象農用地として取り込む場合は、活動期間中に限り、この対象（小規模集落）農地面積に別表2の第5欄に定める地目別の交付単価を乗じて得た額に、別表1の第4欄の1に定める交付率を乗じて得た額を加算した合計額以下とする。

ただし、この加算する額は、1小規模集落当たりの交付額は15万円／年、1対象組織当たりの交付額は30万円／年を上限とする。

（2）別表1の第1欄の2にあっては、次のとおりとする。

ア 地域資源の質的向上を図る共同活動

別表2の第3欄に定める地目別の交付単価に当該対象農地面積を乗じて得た額に、別表1の第4欄の2に定める交付率を乗じて得た額の合計額以下とする。

なお、上記合計額について、多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる活動組織が交付金実施要領別記1－2第3の2(3)に定める多面的機能の増進を図る活動の取組みから新たに取組を選択し、1取組以上追加する場合又は新たに設立する活動組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない活動組織が交付金実施要領別記1－2第3の2(3)に定める多面的機能の増進を図る活動の取組(ただし、広報活動を除く。)から2取組以上取り組む場合に、活動期間中に限り、別表2の第6欄に定める地目別の交付単価に対象農地面積を乗じて得た額に、別表1の第4欄の2に定める率を乗じて得た額を加算した合計額以下とする。

また、上記合計額の支援を受ける活動組織で、構成員のうち農業者以外の者が4割以上を占め、かつ、活動に参加する構成員の個人及び団体を構成する者の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合に、活動期間中に限り、別表2の第7欄に定める地目別の交付単価に対象農地面積を乗じて得た額に別表1の第4欄の2に定める交付率を乗じて得た額を上記合計額に加算した合計額以下とする。

#### イ 施設の長寿命化のための活動

別表2の第4欄に定める地目別の交付単価に当該対象農地面積を乗じて得た額に、別表1の第4欄の2に定める交付率を乗じて得た額の合計額以下とする。なお、交付金実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に150万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

#### ウ 活動組織の広域化・体制強化

別表3の第3欄に定める交付単価に、別表3の第4欄に定める交付率を乗じて得た額以下とする。

(3) 別表1の第1欄の3にあっては、別表1の第3欄に定める経費の額と交付申請額のいずれか低い額とする。

3 前項第2号ウの対象となる活動組織は、次のとおりとする。

(1) 交付金実施要綱別紙5及び交付金実施要領第4に基づき設置された広域活動組織。

(2) (1)に準じて設置された規模要件が200ha未満(中山間地にあっては50ha未満)の広域活動組織で市町村長が認定したもの。

4 補助事業を実施する者は、当該事業の実施にあたっては、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、県内事業者(同条例第2条第1項に規定する事業者をいう。)への発注に努めなければならない。

#### (経費の流用)

第4条 別表1の第1欄に掲げる1及び2のアにおいては、相互間の交付対象経費の流用を可能とする。また、活動計画書に定めた活動を実施する場合は、別表1の第1欄に掲げる1又は2のアから2のイへの流用を可能とする。

#### (交付申請の時期等)

第5条 本交付金の交付申請は、規則第5条に基づいて、規則様式第1号により、農地・水保全課長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、別表1の第1欄に掲げる1及び2については交付金実施要領様式第2－9号によるものとする。ただし、別表1の第3欄の2のウについて、200ha未満(中山間地にあっては50ha未満)の申請がある場合は、様式第1号も添付するものとする。また、別表1の第1欄に掲げる3については推進交付金実施要領様式第2号又は推進交付金実施要領様式第3号によるものとする。

3 別表1の第1欄の1から2に係る本交付金の申請書の審査に当たっては、交付事業者に対し、活動の対象農用地が存する市町村により県交付金と同額以上の補助金、交付金又は負担金が交付

される見込みを考慮して行うものとする。

- 4 本交付金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本交付金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、その財源に充当する国の交付金等の交付を知事が申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本交付金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本交付金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表1の第5欄に掲げるもの以外の変更とする。

- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日と、交付金交付決定年度の翌年度の5月5日のいずれか早い日。ただし、交付金の全額が規則第19条の規定により概算払された場合においては、交付決定年度の翌年度の5月15日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の5月15日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、別表1の第1欄に掲げる1及び2については交付金実施要領様式第2-9号によるものとする。ただし、別表1の第1欄に掲げる2のウについて、200ha未満（中山間地にあっては50ha未満）の申請がある場合は、様式第2号も添付するものとする。また、別表1の第1欄に掲げる3については推進交付金実施要領様式第2号又は推進交付金実施要領様式第3号によるものとする。
- 3 本交付金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(進捗状況の報告)

第9条 別表1の第1欄の交付事業者は、交付決定に係る年度の各四半期（第4四半期を除く。）の末日現在において様式第4号による報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに提出しなければならない。ただし、規則第19条に基づく概算払いを交付決定に係る年度の第3四半期の最終月に受けた場合はこの限りではない。

(概算払いの時期等の変更を求める書類)

第10条 規則第20条第1項の申出書は、様式第5号によるものとする。

(交付金の返還等)

第11条 別表1の対象事業の実施期間は、交付金実施要領第1の4の（1）のとおりとする。  
2 別表1の第1欄の交付事業者は、県交付金の支払いを受けたときは、活動組織に対して、遅滞なく交付金を交付しなければならない。  
3 別表1の第1欄の事業を行う交付事業者は、交付決定のあった年度の終了時点において県交付金に残額が生じたときは、交付決定のあった年度の翌年度の6月20日までに県に返還するものとする。

(財産の処分制限)

第12条 規則第25条第2項ただし書きの期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。  
2 規則第25条第2項第4号の財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(提出書類の部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により別表1の第1欄の交付事業者が知事に提出する書類は、正本1部及び副本1部とし、所轄の地方事務所（東部農林事務所、中部総合事務所、西部総合事務所をいう。）を経由して提出しなければならない。

(雑 則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は、農地・水保全課長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月11日から施行する。
- 2 この要綱の制定に伴い、鳥取県農地・水・環境保全向上対策交付金交付要綱（平成23年4月21日付け第201100010006号鳥取県農林水産部長通知）は廃止する。ただし、旧要綱に基づいて平成23年度までに交付された交付金にかかる報告、返還及び証拠書類の保管に関しては、なお従前の例によることとする。
- 3 この要綱の第3の条2の（2）の才高度な農地・水の保全活動においては、平成25年度までに採択された活動計画書に定められた活動期間の終了年度まで、当該活動計画書に基づく活動を継続することができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年9月4日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年度事業から適用する。
- 2 この要綱の第3条の2の(2)の才高度な農地・水の保全活動については、平成25年度までに採択された活動計画書に定められた活動期間の終了年度まで、当該活動計画書に基づく活動を継続することができるものとする。(農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成25年5月16日24付け農振第2682号農林水産事務次官依命通知)別紙2の規定に基づく)

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年度事業から適用する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年度事業から適用する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月24日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成30年度事業から適用する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成31年度事業から適用する。

別表1（第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、及び第11条関係）

1 対象事業	2 交付事業者	3 交付対象経費	4 交付率	5 重要な変更
1 農地維持支 払交付金	市町村	交付金実施要綱別紙1の規定に基づき、活動組織の代表と市町村長等との間で締結される協定により5年間以上継続して行われる共同活動を行う活動組織に対し、市町村が交付金の交付に充てるために要する経費。	3/4	事業実施主体の変更  本交付金交付額と2 資源向上支援交付金交付額との相互間における30%を超える額の増減
2 資源向上支 払交付金	市町村	交付金実施要綱別紙2及び交付金実施要領第2の9の規定に基づき行われる、次のいずれかに掲げる活動に取り組む活動組織に対して、市町村が交付金の交付に充てるために要する経費。 ア 地域資源の質的向上を図る共同活動 イ 施設の長寿命化のための活動 ウ 活動組織の広域化・体制強化	3/4	事業実施主体の変更  本交付金交付額と1 農地維持支援交付金交付額との相互間における30%を超える額の増減
3 推進交付金	市町村 推進組織	推進交付金実施要綱別紙1の規定に基づき、市町村及び推進組織が行う多面的機能支払交付金事業に係る促進計画の策定、事業計画の認定、広域協定の認定、実施状況の確認等に要する経費のうち、推進交付金実施要領第4の2に規定する経費。	—	

別表2（第3条関係）  
【地目別交付単価（上限）】

(単位：円／10アール)

1 地 目	2 交付単価1	3 交付単価2	4 交付単価3	5 交付単価4	6 交付単価5	7 交付単価6
田	3, 000	2, 400	4, 400	1, 000	400	400
畑	2, 000	1, 440	2, 000	600	240	240
草 地	250	240	400	80	40	40

なお、交付単価は以下のように取り扱う。

- ア 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）のうち市町村から認定又は市町村と締結した協定に、協定の対象となる資源として位置付けて共同活動又は地域資源の質的向上を図る共同活動を5年間以上実施した農用地及び施設の長寿命化のための活動の対象農用地については、表中の第3欄にそれぞれに0.75を乗じて得た額を交付単価とする。
- イ 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）のうち多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合、当該支払の交付単価に5/6を乗じて得た額を交付単価とする。
- ウ 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）のうち交付金実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさず、且つ直営施工を実施しない活動組織にあっては、表中の第4欄に5/6を乗じて得た額を交付単価とする。

別表3（第3条関係）

## 【交付単価】

(1組織当たり)

1 区 分	2 規模要件	3 交付単価	4 交付率	5 事業期間
活動組織の 広域化・体制強化	50( 25)ha未満	無し (1)万円	(1/2)	5か年
	50( 50)ha未満	無し (2)万円	(1/2)	5か年
	100( 75)ha未満	2万円 (4)	1/2 (3/4)	5か年
	100(100)ha未満	2万円 (5)	1/2 (3/4)	5か年
	150(200)ha未満	4万円 (6)	1/2 (3/4)	5か年
	200(200)ha未満	6万円 (6)	1/2 (3/4)	5か年
	1000(1000)ha未満又 は特定非営利活動法人	8万円 (8)	3/4 (3/4)	5か年
	1000(1000)ha以上	16万円 (16)	3/4 (3/4)	5か年
	(協定に参加する集落 が3集落以上の範囲で 協定の対象とする区域)	(4万円)	(3/4)	5か年

※( )は中山間地